

【2割負担】短期入所療養介護利用料

基本サービス費内訳

■多床室

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	多床室 (4人部屋)					
要介護度1	2,025円	437円	120円	200円	2,000円	4,782円
要介護度2	2,190円					4,947円
要介護度3	2,329円					5,086円
要介護度4	2,452円					5,209円
要介護度5	2,578円					5,335円

*短期入所療養介護費には、夜勤職員配置加算52円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）47円を含む

■個室

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	個室代	自己負担額 (1日)
要介護度	個室 (1人部屋)						
要介護度1	1,848円	1,728円	120円	200円	2,000円	3,300円	9,196円
要介護度2	2,006円						9,354円
要介護度3	2,145円						9,493円
要介護度4	2,271円						9,619円
要介護度5	2,393円						9,741円

*短期入所療養介護費には、夜勤職員配置加算52円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）47円を含む

●内訳 ※日用品費・教養娯楽費のご使用は、共用となります。

日用品費	ティッシュ、おしぼり、入浴用タオル・バスタオル・シャンプー・石鹸、ボディーローション、綿棒等
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料等
食費	朝食…400円 昼食…700円 おやつ…100円 夕食…800円 流動食…460円

●その他加算項目

加算項目	内 容	自己負担金額
* 送迎加算	利用者に対して送迎を行う場合	片道:393円
* 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)	1ヶ月あたりの総単位数×0.097(加算率)×10.68円(地域区分3級地) 上記合計金額の2割相当分	左記金額
* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	在宅復帰・在宅療養支援等指標が国が定める基準を超えた場合	日:109円
* 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の取組による成果が確認でき、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること	月:214円
* 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等の方策を検討する委員会を設置し、見守り機器等のテクノロジーを導入し、効果を示すデータを厚生労働省に提出した場合	月:22円
個別リハビリテーション実施加算	理学・作業療法士が、個別リハビリテーションを行った場合	日:513円
療養食加算	病状等に応じて療養食が提供された場合	一食:17円
認知症ケア加算	認知専門棟において入所されている方が対象	日:163円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合(7日限度)	日:193円
総合医学管理加算	治療管理を目的とした利用者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に診療状況を示す情報の提供を行った場合(10日限度)	日:588円
重度療養管理加算	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める手厚い医療が必要な状態である場合	日:257円
緊急時治療管理加算	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる方に対し、応急的な治療として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合(3日/月限度)	日:1,107円

※利用料(2割負担額)は所定単位数から円に換算(1単位＝10.68円)する為、上記の1日あたりの自己負担額合計と誤差が生じる場合があります。

●その他サービス

種 類	内 容	自己負担金額
理美容代	委託専門業者により施設内にて実施 カット 2, 200円、シェービング 770円、シャンプー 880円 ブロー 1, 100円、 パーマ・ヘアカラー 各 4, 400円(カット別) 居室カット 3, 080円、居室シェービング 1, 650円 居室シャンプー 1, 760円	左記金額
私物洗濯	委託専門業者による洗濯を希望した場合	日:242円
寝衣リース	委託専門業者による貸し出し リビングウェア・病衣(ガウンタイプ) 各180円/日	左記金額
レンタルテレビ	委託専門業者による貸し出し 15日以内:2, 095円 16日以上:4, 191円	左記金額
コピー代		20円/枚
証明書	入所証明書 / 領収証明書	1, 100円

高額介護サービス費について

一月当たりの利用者様の自己負担額1割(又は2割、3割)が高額になった場合、利用者負担上限額(下記)との差額が、市町村に申請することにより支給されます。

区 分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方(世帯)	140, 100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方(世帯)	93, 000円(世帯)
上記以外の市民税課税者がいる世帯	44, 400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24, 600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間80.9万円以下の方等	24, 600円(世帯) 15, 000円(個人)